



第 1 章 士別市の住まい・住環境の概況

1. 士別市の住まい・住環境の概況
2. 上位計画・関連計画の概要

1. 士別市の住まい・住環境の概況

(1) 位置と地勢

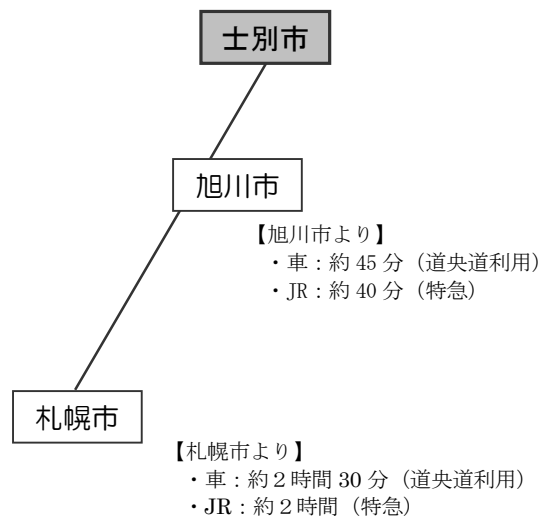
士別市は北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流域にある水と緑豊かな田園都市です。

本市には、JR 宗谷本線や北海道縦貫自動車道をはじめ、国道や主要道道が接続しているなど、周辺都市とのネットワークは良好な条件にあり、北海道の中心都市である札幌市までは、車で約2時間半、JRでは約2時間でアクセスできます。

行政面積は 1,119.29K m² を有していますが、その約 74% を山林が占めています。

(「士別市まちづくり総合計画 (平成 30 (2018) 年 3 月策定」より)

◆士別市までの所要時間

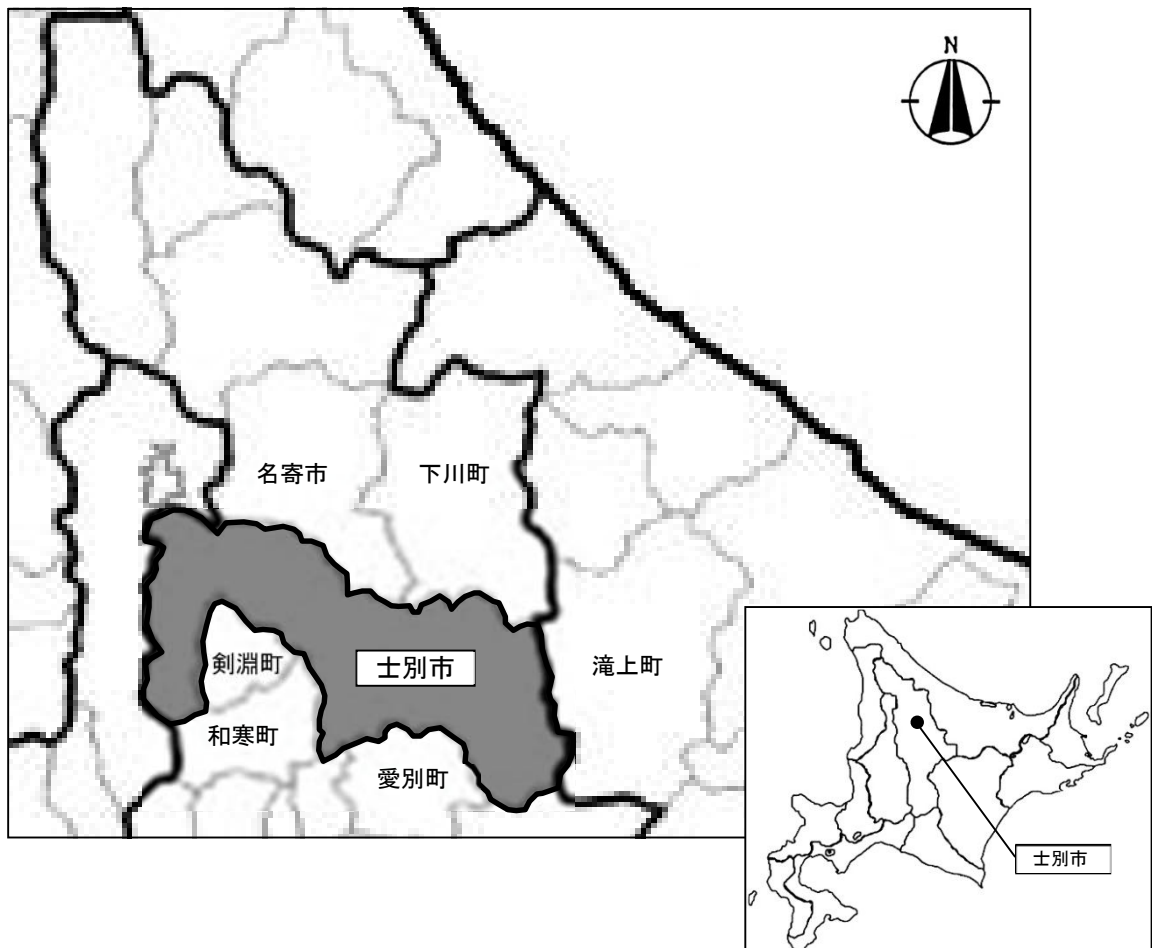


◆士別市の広ぼう

面積	東西	南北
1,119.29K ^m ²	58Km	42Km

◆士別市の位置

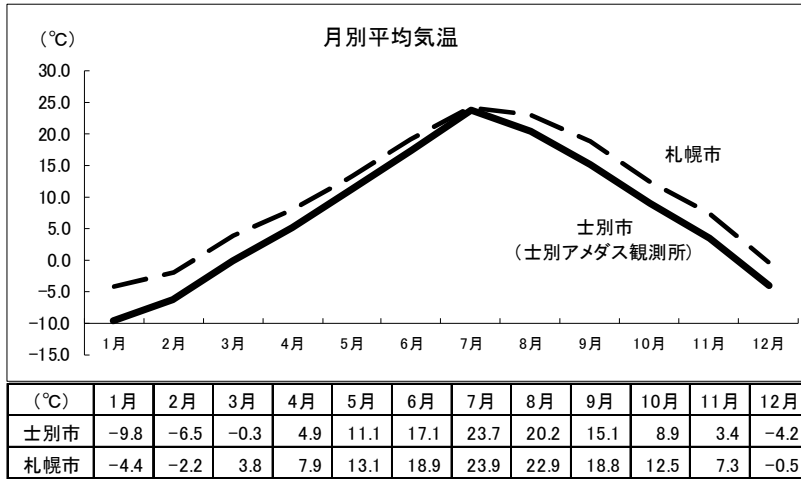
東経	北緯
142° 25'	44° 11'



(2) 気候

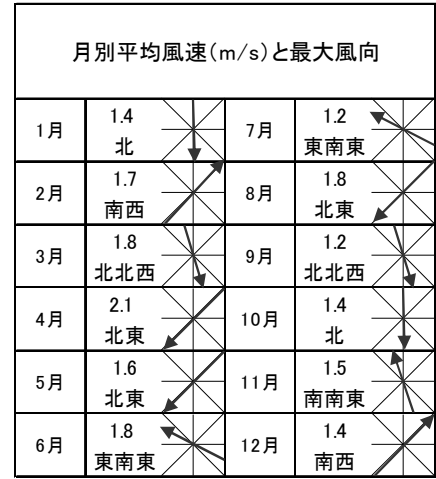
- ・上川北部の盆地にあるため、四季の変化がはっきりとした内陸性気候で寒暖の差が大きい特性があります。
- ・冬季の寒気は厳しく最低気温は -27.5°C を記録しています。
- ・年間の平均気温は 7.0°C で、7月が最も高く 23.7°C 、1月が最も低く -9.8°C です。
- ・降水量は年間合計 966.0mm で、10月が最も多く、 210.0mm となっています。
- ・風速については、年間を通して穏やかな日が多くなっています。

① 月別平均気温



(令和3年 気象庁ホームページより)

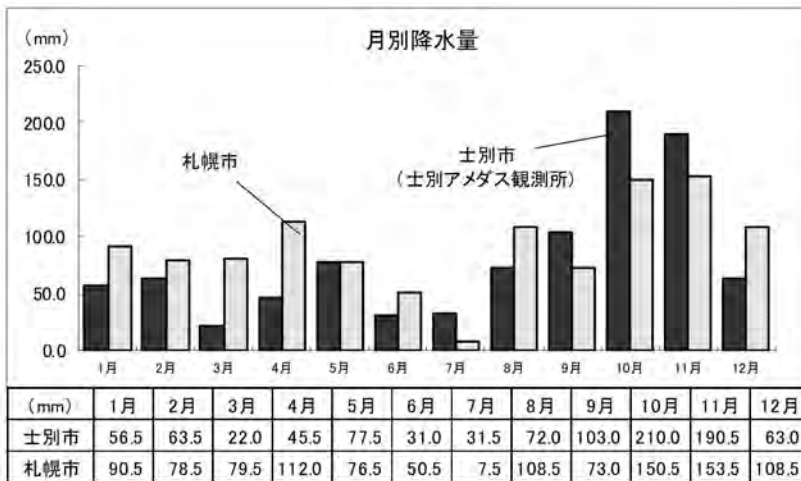
③ 月別平均風速と最大風向



(令和3年 気象庁ホームページより)

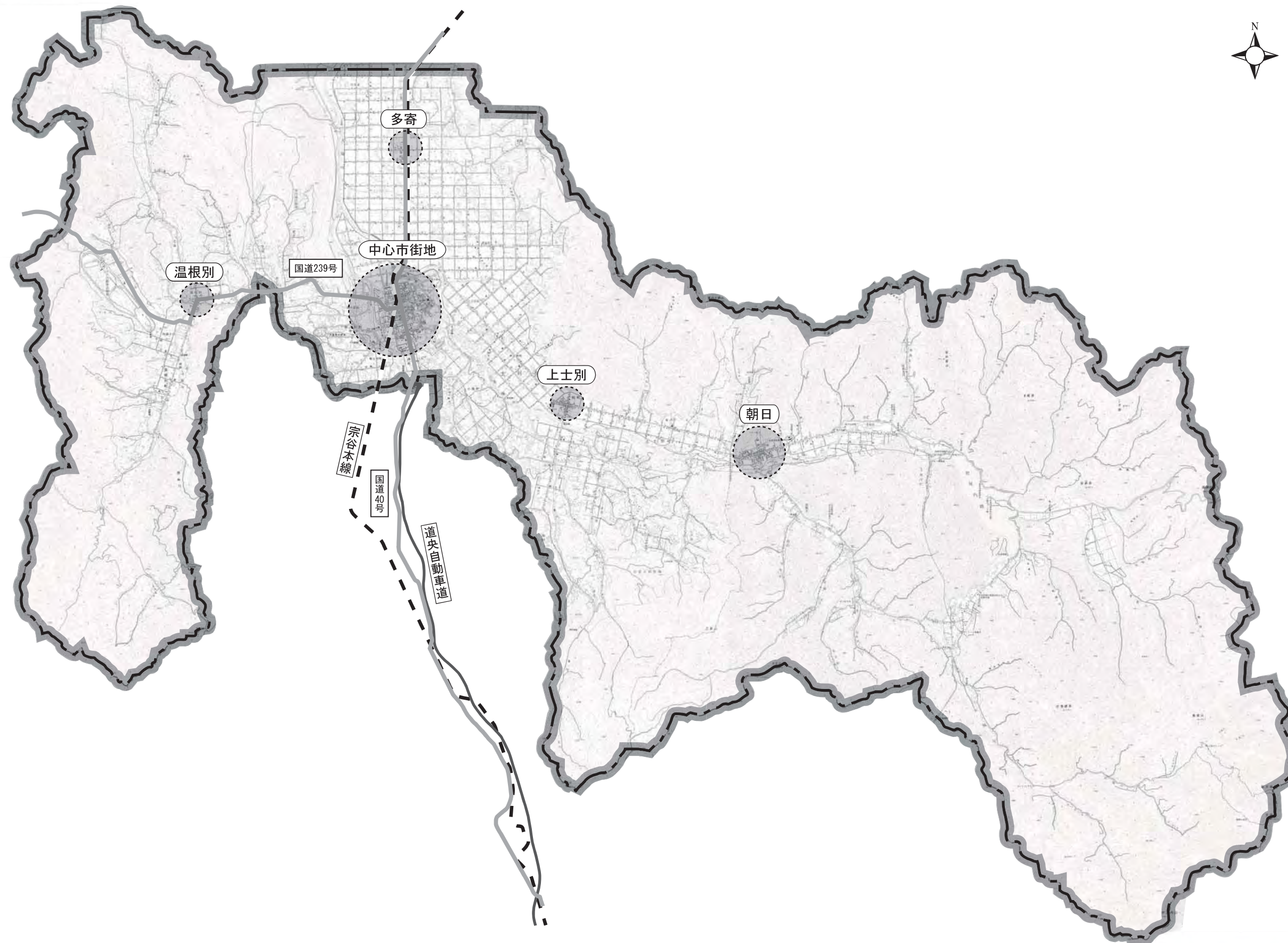
観測地: 士別アメダス観測所

② 月別降水量



(令和3年 気象庁ホームページより)

(3) 地区の構成

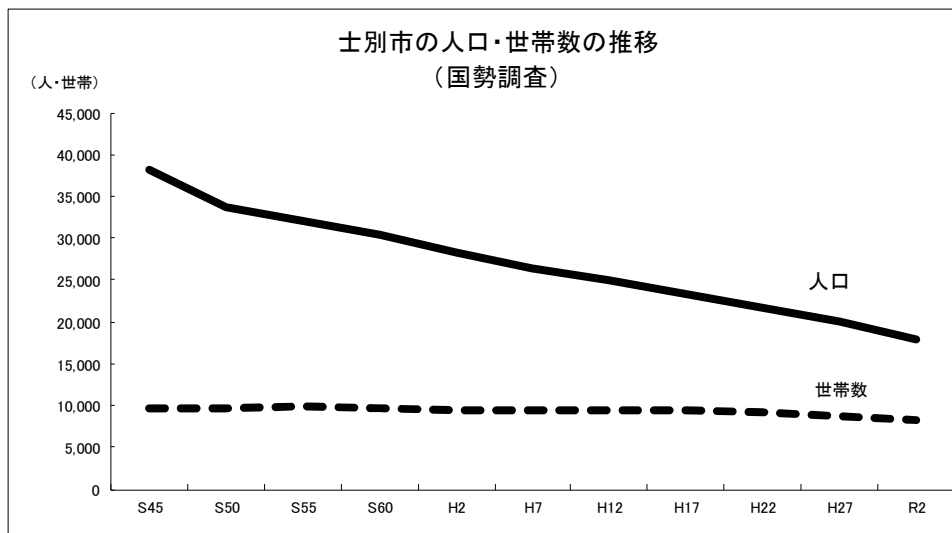


(4)人口構造

①人口・世帯数の推移

- ・人口（令和2年国勢調査）…17,858人
- ・人口は、昭和40年代をピークに減少が続いており、近5年では20,000人を割り込み、更なる減少傾向にあります。
- ・世帯数（令和2年国勢調査）…8,184世帯
- ・世帯数は、緩やかな減少傾向が続いております。

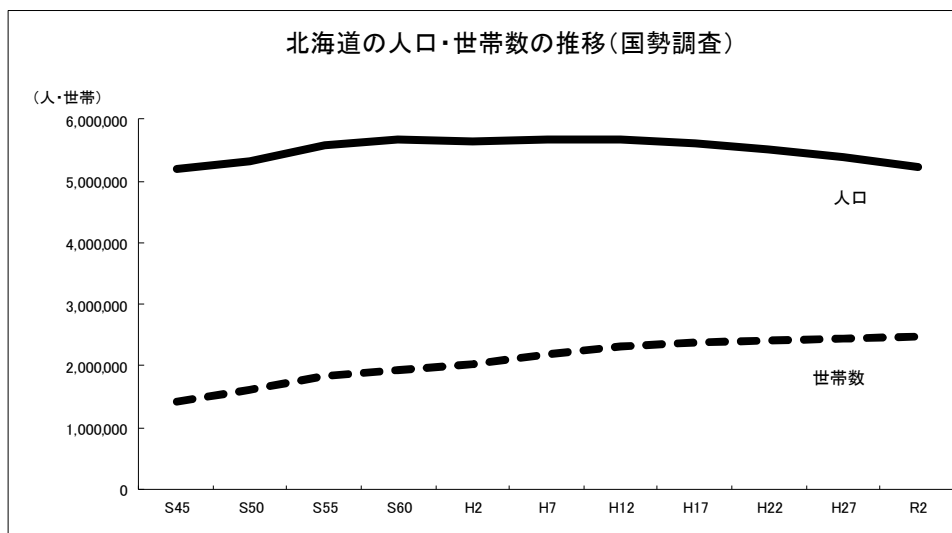
1)士別市の人口・世帯数の推移



(人・世帯)	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	38,145	33,741	32,103	30,459	28,162	26,403	24,991	23,411	21,787	19,914	17,858
世帯数	9,772	9,608	9,865	9,755	9,393	9,409	9,449	9,398	9,100	8,650	8,184

(各年 国勢調査)

2)北海道の人口・世帯数の推移



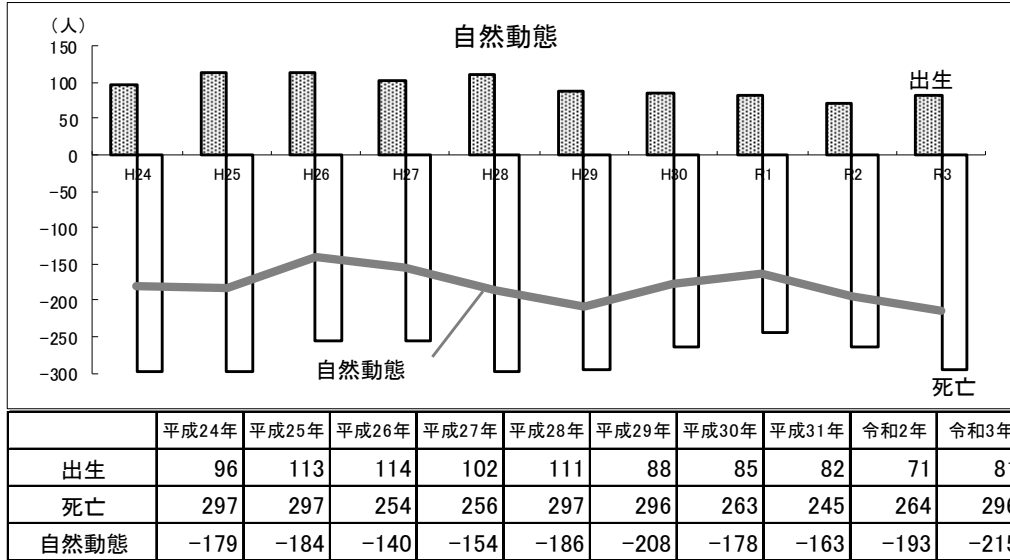
(人・世帯)	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	5,184,287	5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	5,224,614
世帯数	1,428,917	1,623,589	1,843,366	1,930,078	2,031,612	2,187,000	2,306,419	2,380,251	2,424,317	2,444,810	2,476,846

(各年 国勢調査)

②自然・社会動態

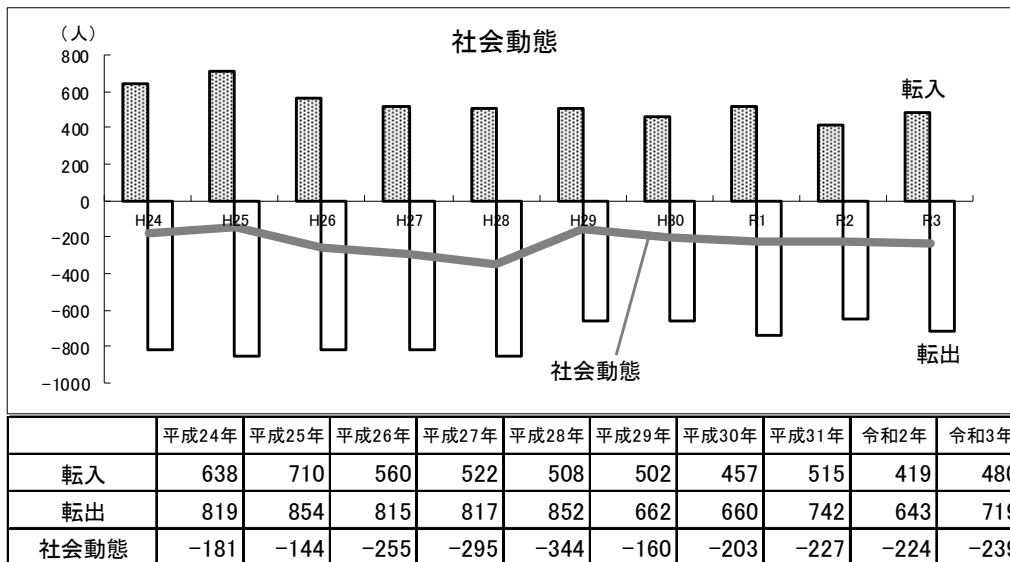
- ・直近10年間の自然動態は、死亡者数が出生者数を上回っているため、減少傾向にあります。
- ・直近10年間の社会動態は、転出者数が転入者数を上回っているため、減少傾向にあります。

1)自然動態



(H24～H25は3月末、H26～R3は1月 住民基本台帳)

2)社会動態

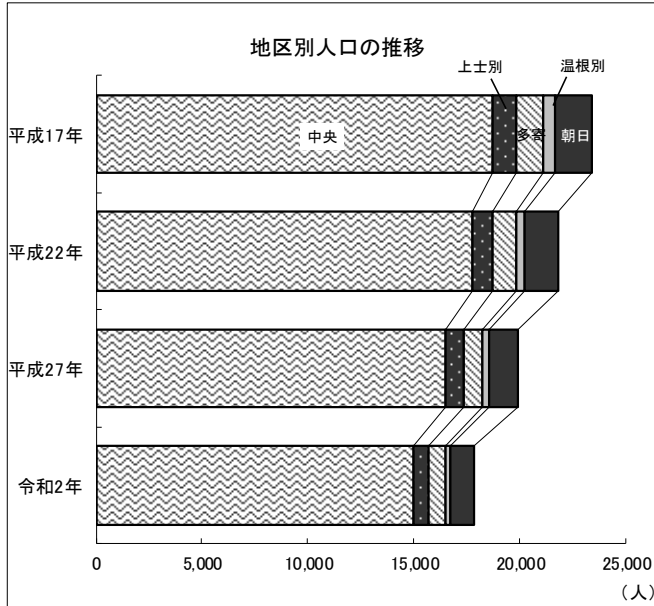


(H24～H25は3月末、H26～R3は1月 住民基本台帳)

③地区別人口・世帯数

- ・人口はどの地区も減少傾向にあり、中央地区は全市人口の約80%以上を占め、朝日地区で約6%、多寄地区と上士別地区でそれぞれ約4%、温根別地区で約1%となっています。
- ・世帯数についても、全地区で減少傾向となっています。

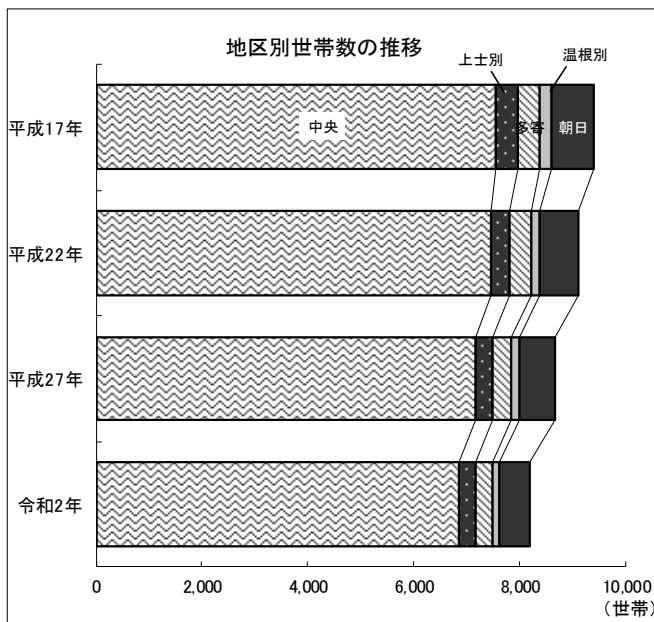
1)地区別人口の推移



(人)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
中央	人口	18,715	17,732	16,510	14,976
	(%)	79.9%	81.4%	82.9%	83.9%
上士別	人口	1,143	990	823	715
	(%)	4.9%	4.5%	4.1%	4.0%
多寄	人口	1,250	1,089	926	787
	(%)	5.3%	5.0%	4.6%	4.4%
温根別	人口	531	429	323	256
	(%)	2.3%	2.0%	1.6%	1.4%
朝日	人口	1,772	1,547	1,332	1,124
	(%)	7.6%	7.1%	6.7%	6.3%
合計	人口	23,411	21,787	19,914	17,858
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(各年 国勢調査)

2)地区別世帯数の推移



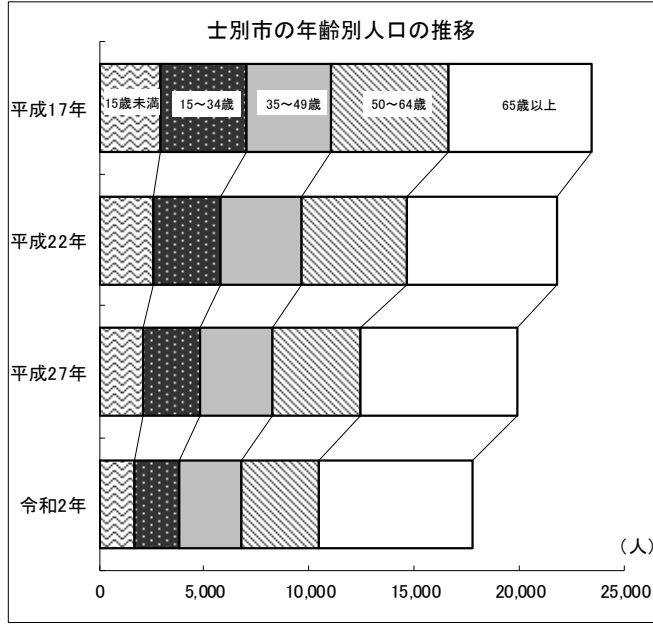
(世帯)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
中央	世帯	7,546	7,439	7,154	6,862
	(%)	80.3%	81.7%	82.7%	83.8%
上士別	世帯	408	369	324	293
	(%)	4.3%	4.1%	3.7%	3.6%
多寄	世帯	432	405	372	343
	(%)	4.6%	4.5%	4.3%	4.2%
温根別	世帯	213	164	133	114
	(%)	2.3%	1.8%	1.5%	1.4%
朝日	世帯	799	723	667	572
	(%)	8.5%	7.9%	7.7%	7.0%
合計	人口	9,398	9,100	8,650	8,184
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(各年 国勢調査)

④年齢構造

- ・ 全体人口が減少する中、15歳未満の人口の減少が著しく、少子化がさらに進行しています。
- ・ 65歳以上の人口は増加傾向にありましたが、平成27年から令和2年の間に再び減少に転じています。

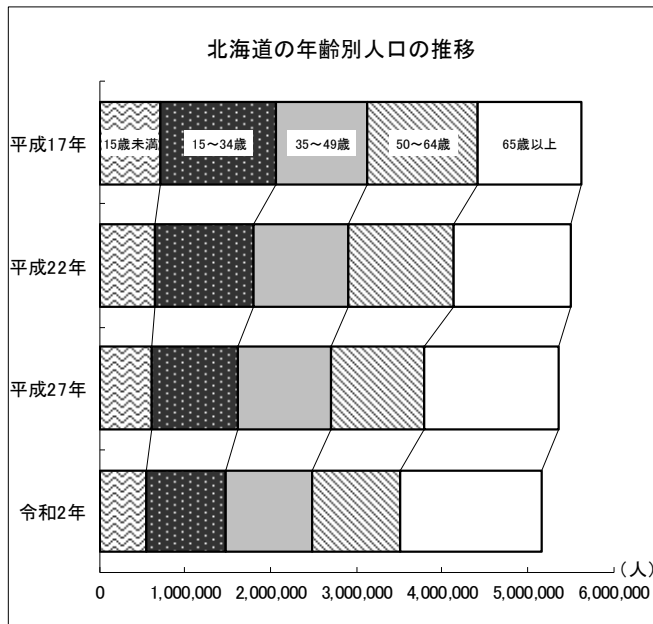
1) 士別市の年齢別人口の推移



(人)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳未満	人口	2,890	2,584	2,066	1,652
	(%)	12.3%	11.9%	10.4%	9.3%
15～34歳	人口	4,115	3,224	2,737	2,150
	(%)	17.6%	14.8%	13.7%	12.0%
35～49歳	人口	4,046	3,816	3,423	3,002
	(%)	17.3%	17.5%	17.2%	16.8%
50～64歳	人口	5,595	5,029	4,224	3,651
	(%)	23.9%	23.1%	21.2%	20.4%
65歳以上	人口	6,763	7,134	7,451	7,350
	(%)	28.9%	32.7%	37.4%	41.2%
年齢不詳	人	2	0	13	53
	(%)	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%
合計	人口	23,411	21,787	19,914	17,858
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(各年 国勢調査)

2) 北海道の年齢別人口の推移



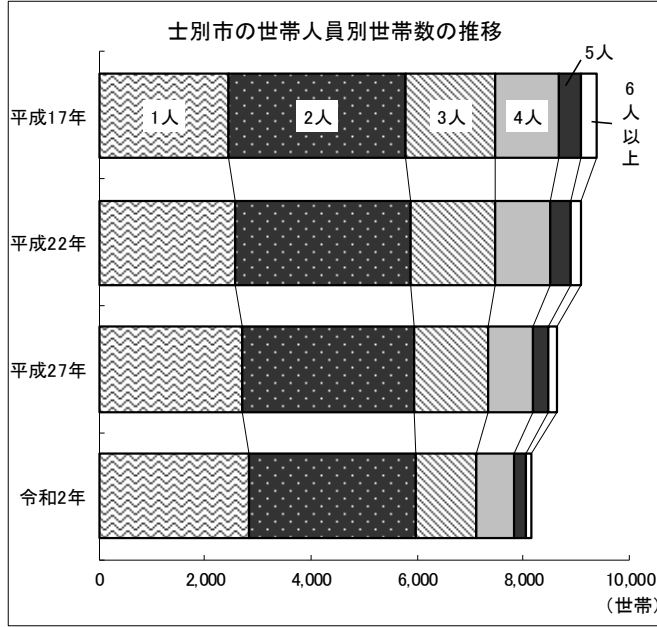
(人)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳未満	人	719,057	657,312	608,296	555,804
	(%)	12.8%	11.9%	11.3%	10.6%
15～34歳	人	1,349,042	1,150,455	1,008,633	913,231
	(%)	24.0%	20.9%	18.7%	17.5%
35～49歳	人	1,066,631	1,097,521	1,079,406	1,011,865
	(%)	19.0%	19.9%	20.1%	19.4%
50～64歳	人	1,280,391	1,234,193	1,102,765	1,020,631
	(%)	22.8%	22.4%	20.5%	19.5%
65歳以上	人	1,205,692	1,358,068	1,558,387	1,664,023
	(%)	21.4%	24.7%	29.0%	31.8%
年齢不詳	人	6,924	8,870	24,246	59,060
	(%)	0.1%	0.2%	0.5%	1.1%
合計	人	5,627,737	5,506,419	5,381,733	5,224,614
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(各年 国勢調査)

⑤世帯人員構成

- ・1人世帯については、増加傾向にあり、小規模世帯化が進行していることが伺えます。
- ・2人世帯については、緩やかな減少傾向で推移しています。
- ・3人世帯、4人世帯、5人世帯、6人以上世帯は、いずれも減少傾向にあります。

1) 士別市の世帯人員別世帯数の推移

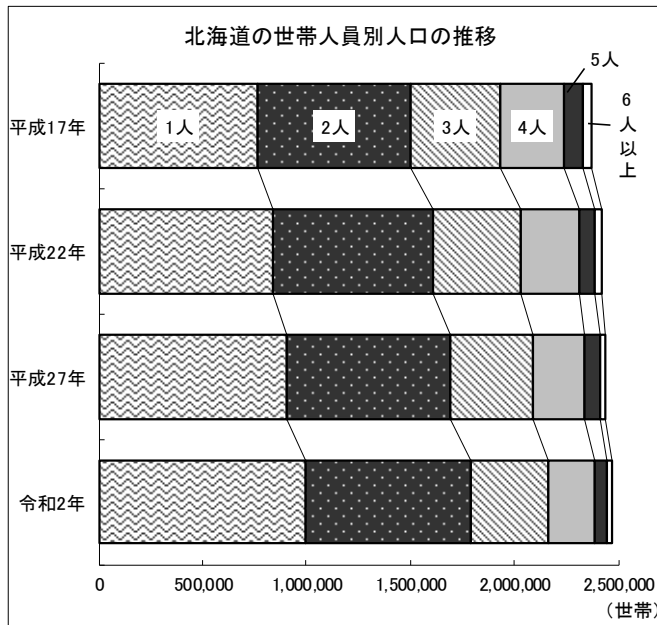


(世帯)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
1人	世帯	2,450	2,589	2,703	2,849
	(%)	26.1%	28.5%	31.3%	34.9%
2人	世帯	3,341	3,291	3,248	3,116
	(%)	35.6%	36.3%	37.7%	38.2%
3人	世帯	1,684	1,588	1,383	1,150
	(%)	17.9%	17.5%	16.0%	14.1%
4人	世帯	1,183	1,032	848	704
	(%)	12.6%	11.4%	9.8%	8.6%
5人	世帯	437	384	293	241
	(%)	4.7%	4.2%	3.4%	3.0%
6人以上	世帯	291	194	150	97
	(%)	3.1%	2.1%	1.7%	1.2%
合計	世帯	9,386	9,078	8,625	8,157
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(各年 国勢調査)

※合計: 施設居住世帯を除く一般世帯の合計

2) 北海道の世帯人員別人口の推移



(世帯)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
1人	世帯	767,626	842,730	909,106	999,825
	(%)	32.4%	34.8%	37.3%	40.5%
2人	世帯	734,771	767,931	782,444	793,142
	(%)	31.0%	31.8%	32.1%	32.1%
3人	世帯	425,751	418,096	397,985	370,559
	(%)	18.0%	17.3%	16.3%	15.0%
4人	世帯	307,375	279,873	249,980	221,975
	(%)	13.0%	11.6%	10.3%	9.0%
5人	世帯	93,332	79,023	72,728	62,888
	(%)	3.9%	3.3%	3.0%	2.5%
6人以上	世帯	40,037	30,652	25,963	20,674
	(%)	1.7%	1.3%	1.1%	0.8%
合計	世帯	2,368,892	2,418,305	2,438,206	2,469,063
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

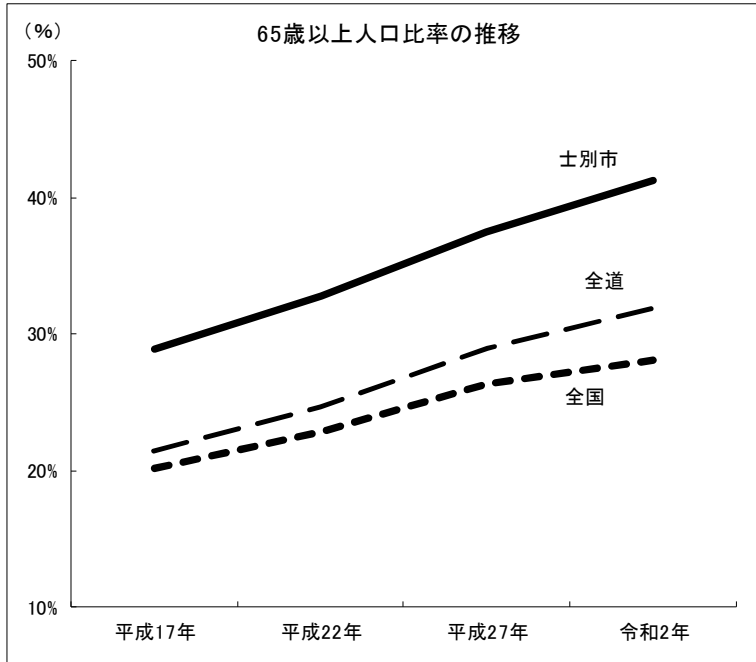
(各年 国勢調査)

※合計: 施設居住世帯を除く一般世帯の合計

(5) 高齢者の状況

- ・ 65 歳以上の人口比率については、全道、全国よりも高い増加傾向にあり、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で 4 割を超えるほどになっています。
- ・ 65 歳以上の世帯数比率は、全道、全国を大きく上回り、市全体の 5 割以上を占めています。

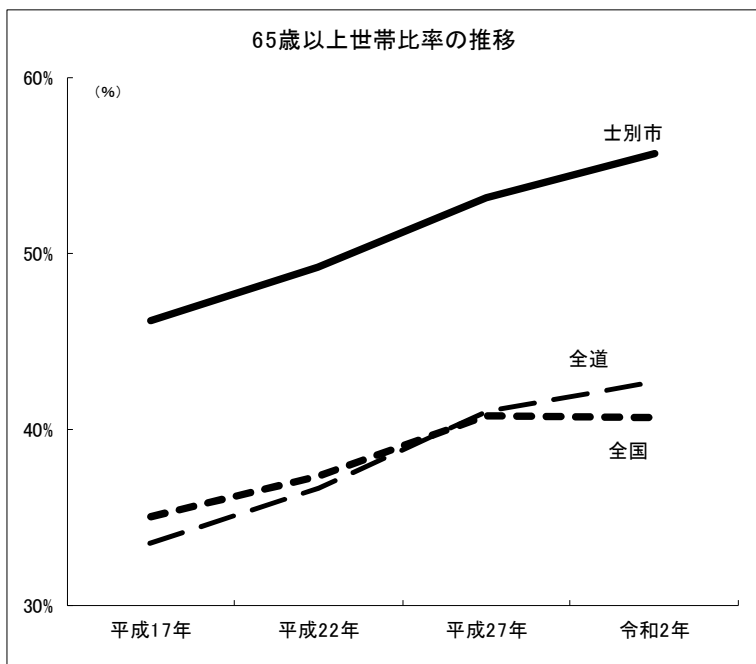
1) 65 歳以上人口比率の推移



	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
土別市	28.9%	32.7%	37.4%	41.2%
全道	21.4%	24.7%	29.0%	31.8%
全国	20.1%	22.8%	26.3%	28.0%

(各年 国勢調査)

2) 65 歳以上世帯比率の推移



	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
土別市	46.1%	49.3%	53.1%	55.7%
全道	33.5%	36.6%	41.0%	42.7%
全国	35.1%	37.3%	40.7%	40.7%

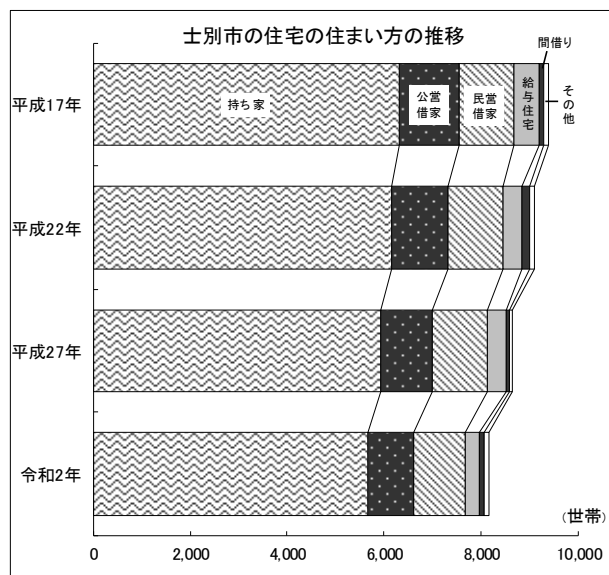
(各年 国勢調査)

(6) 住宅の住まい方

① 住宅の住まい方

- ・持ち家に居住する世帯が最も多く 69.6%で、次いで多いのが民間借家 13.2%、公営借家 11.3%となっています。
- ・平成 17 年以降の推移をみると、持ち家と民間借家については増加傾向、公営借家については減少傾向にあります。
- ・全道や周辺市町の名寄市・下川町に比べて持ち家の割合が高いです。

1) 士別市の住宅の住まい方の推移

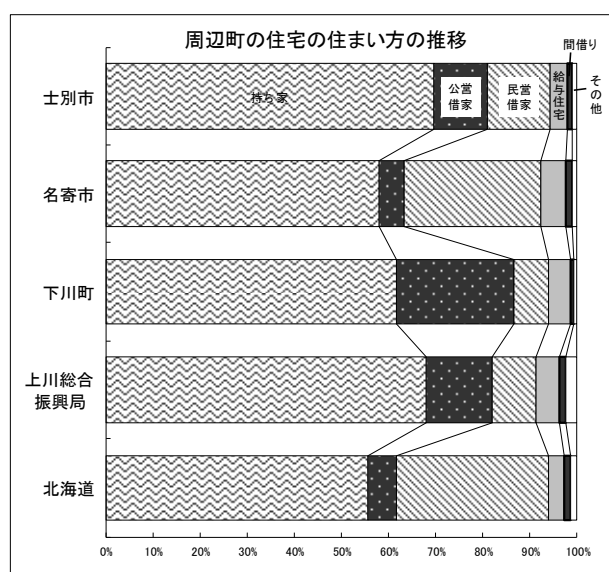


(世帯)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
持ち家	世帯	6,316	6,146	5,938	5,674
	(%)	67.3%	67.7%	68.8%	69.6%
公営借家	世帯	1,216	1,168	1,063	924
	(%)	13.0%	12.9%	12.3%	11.3%
民間借家	世帯	1,130	1,119	1,134	1,080
	(%)	12.0%	12.3%	13.1%	13.2%
給与住宅	世帯	542	409	361	297
	(%)	5.8%	4.5%	4.2%	3.6%
間借り	世帯	87	149	78	83
	(%)	0.9%	1.6%	0.9%	1.0%
その他	世帯	95	87	51	99
	(%)	1.0%	1.0%	0.6%	1.2%
合計	世帯	9,386	9,078	8,625	8,157
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(各年国勢調査)

※合計：施設居住世帯を除く一般世帯の合計

2) 周辺町の住宅の住まい方の推移



(世帯)		士別市	名寄市	下川町	上川総合振興局	北海道
持ち家	世帯	5,674	7,377	903	25,454	1,374,514
	(%)	69.6%	58.0%	61.7%	68.0%	55.7%
公営借家	世帯	924	686	361	5,144	149,334
	(%)	11.3%	5.4%	24.7%	13.7%	6.0%
民間借家	世帯	1,080	3,688	108	3,513	792,264
	(%)	13.2%	29.0%	7.4%	9.4%	32.1%
給与住宅	世帯	297	658	67	1,832	81,869
	(%)	3.6%	5.2%	4.6%	4.9%	3.3%
間借り	世帯	83	150	13	566	38,500
	(%)	1.0%	1.2%	0.9%	1.5%	1.6%
その他	世帯	99	166	11	909	32,582
	(%)	1.2%	1.3%	0.8%	2.4%	1.3%
合計	世帯	8,157	12,725	1,463	37,418	2,469,063
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(令和2年国勢調査)

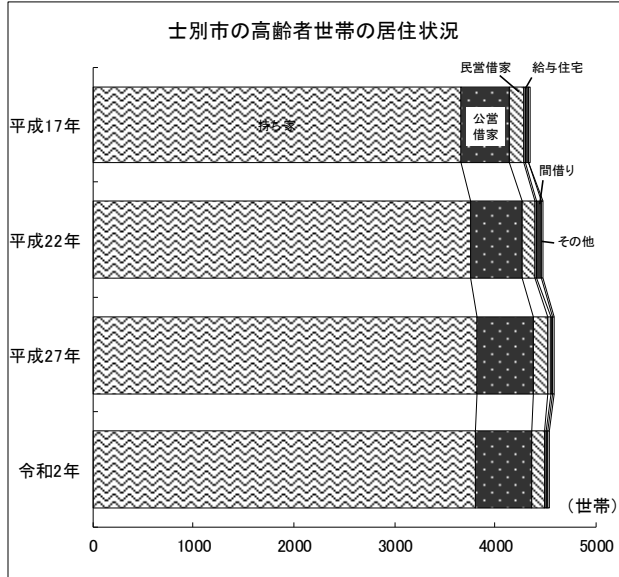
※上川総合振興局：管内の4市を除く19町村の合計値

※合計：施設居住世帯を除く一般世帯の合計

②高齢者世帯の居住状況

- ・高齢者世帯の居住状況については、持ち家の割合が最も多く、83.9%となっており、次いで公営借家が12.2%となっています。
- ・平成17年以降、持ち家が減少傾向にありましたが、令和2年で増加に転じています。

1) 士別市の高齢者世帯の居住状況

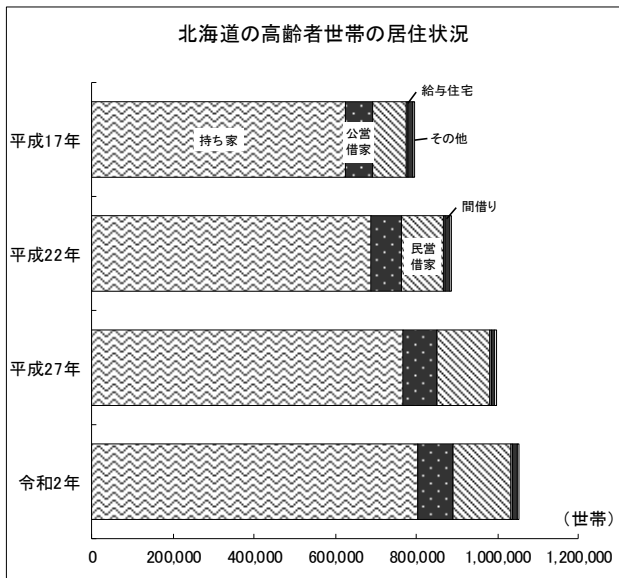


(世帯)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
持ち家	世帯	3,667	3,763	3,828	3,808
	(%)	84.7%	84.2%	83.5%	83.9%
公営借家	世帯	479	502	558	555
	(%)	11.1%	11.2%	12.2%	12.2%
民間借家	世帯	140	133	140	121
	(%)	3.2%	3.0%	3.1%	2.7%
給与住宅	世帯	18	15	24	19
	(%)	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%
間借り	世帯	21	40	25	23
	(%)	0.5%	0.9%	0.5%	0.5%
その他	世帯	5	18	8	15
	(%)	0.1%	0.4%	0.2%	0.3%
合計	世帯	4,330	4,471	4,583	4,541
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(各年国勢調査より)

※合計: 施設居住世帯を除く一般世帯の合計

2) 北海道の高齢者世帯の居住状況



(世帯)		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
持ち家	世帯	625,011	687,397	767,500	803,652
	(%)	78.8%	77.7%	76.8%	76.2%
公営借家	世帯	68,247	75,319	83,423	86,593
	(%)	8.6%	8.5%	8.3%	8.2%
民間借家	世帯	84,423	104,917	130,405	143,441
	(%)	10.6%	11.9%	13.1%	13.6%
給与住宅	世帯	3,224	2,949	3,222	3,766
	(%)	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%
間借り	世帯	9,792	11,181	9,346	12,483
	(%)	1.2%	1.3%	0.9%	1.2%
その他	世帯	2,940	2,948	5,237	4,472
	(%)	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%
合計	世帯	793,637	884,711	999,133	1,054,407
	(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

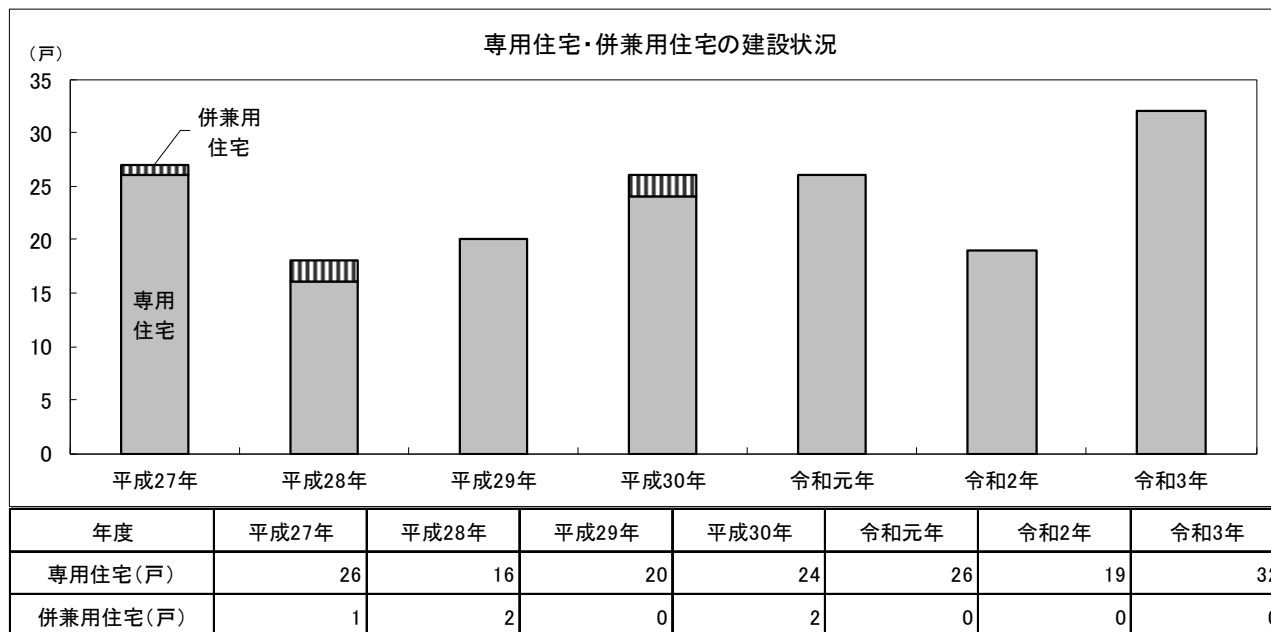
(各年国勢調査より)

※合計: 施設居住世帯を除く一般世帯の合計

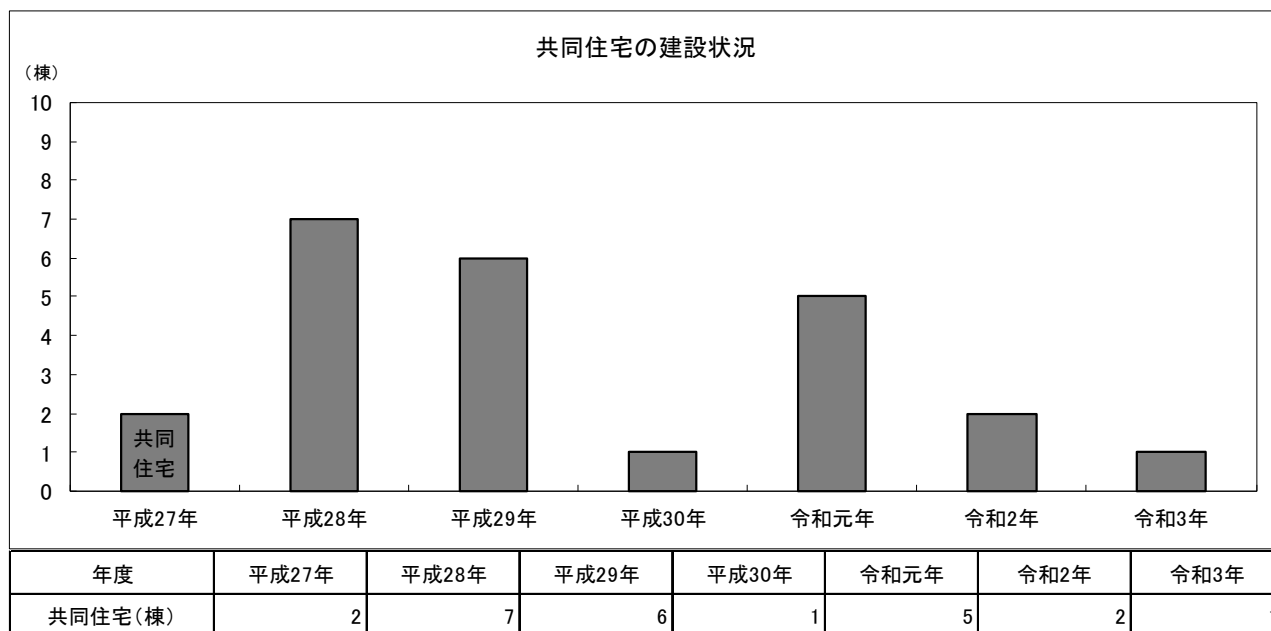
(7)住宅建設の状況

- ・平成25年～令和3年における専用住宅の年平均新築戸数は23.3戸です。
- ・平成30年以降、共同住宅の新築棟数が減少しており、平成30年～令和3年の年平均新築棟数は3.4棟です。

1)専用住宅・併兼用住宅の建設状況



2)共同住宅の建設状況



(8) 生活環境利便施設の状況

① 土別地区中心市街地

● 公共施設	
1	土別市役所
2	市民文化センター
3	土別警察署
4	道の駅・土別観光協会
5	土別商工会議所
6	市立博物館
7	陸上競技場
8	ふどう野球場
9	スポーツ交流館
10	天塩川サッカー場
11	つくも野球場

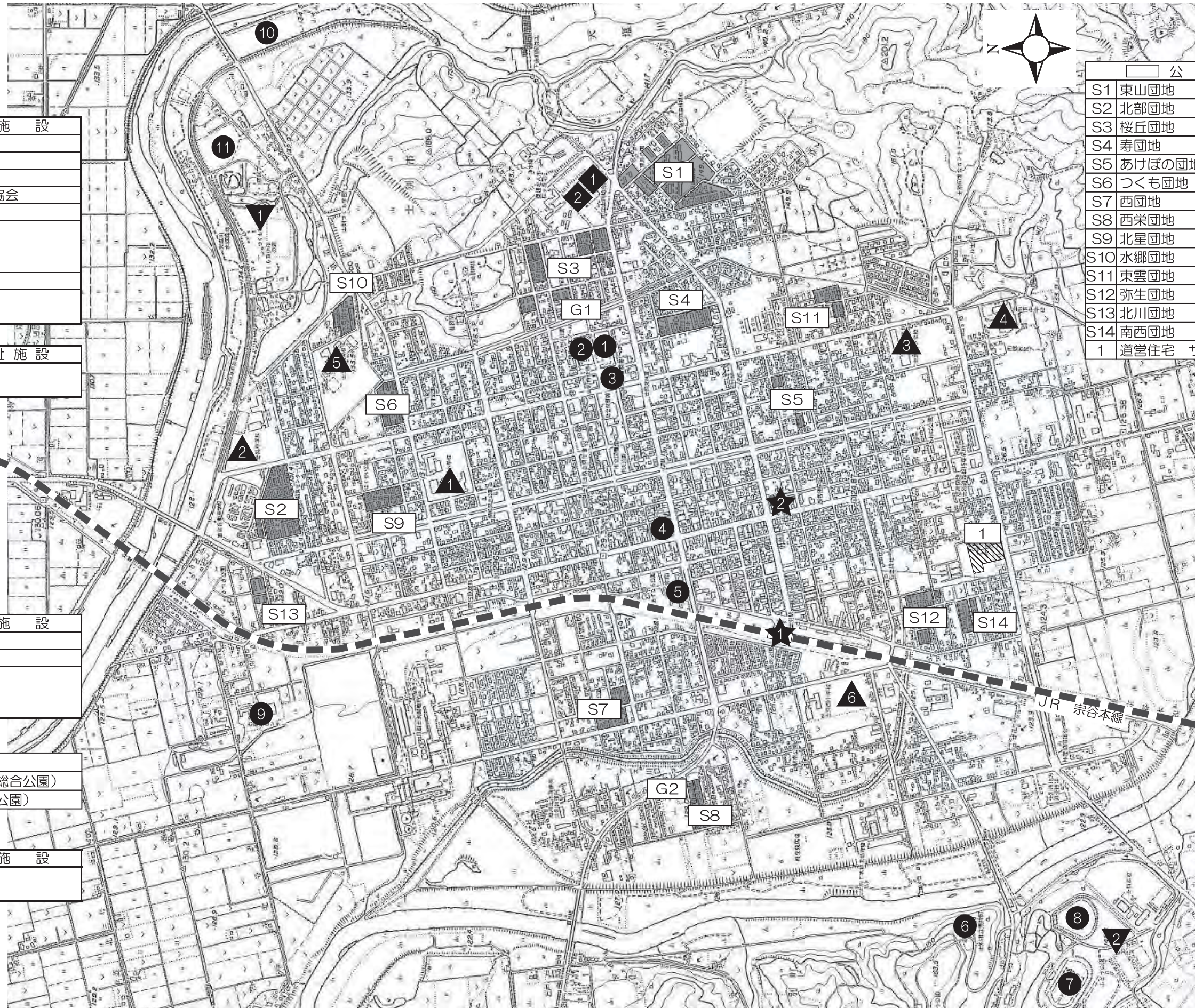
◆ 医療・福祉施設	
1	保健福祉センター
2	土別市立病院

▲ 教育施設	
1	土別小学校
2	土別中学校
3	土別南小学校
4	土別南中学校
5	土別翔雲高校

▼ 公園	
1	つくも水郷公園（総合公園）
2	ふどう公園（運動公園）

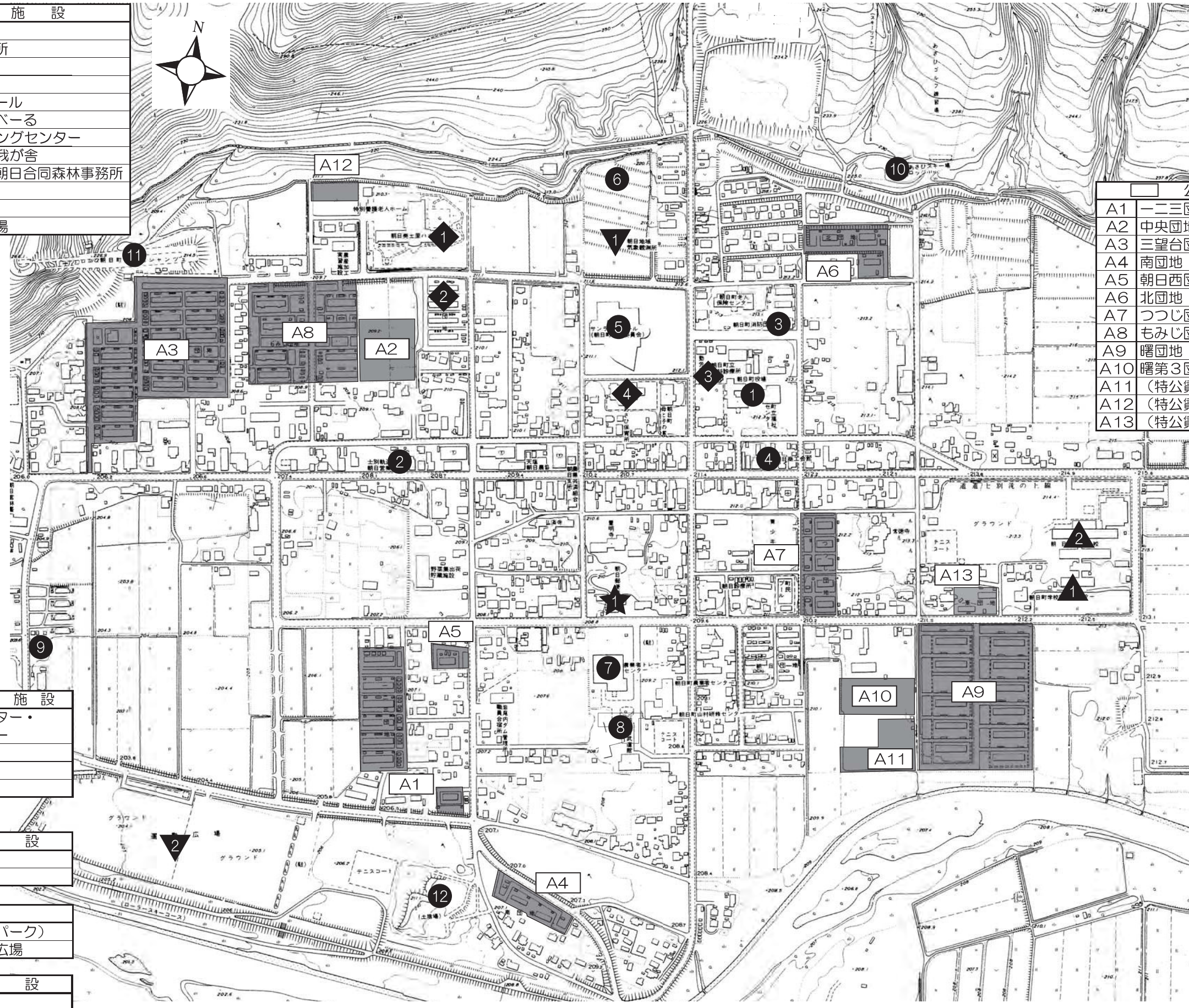
★ 民間施設	
1	JR土別駅
2	土別郵便局

□ 公営住宅	
S1	東山団地
S2	北部団地
S3	桜丘団地
S4	寿団地
S5	あけほの団地
S6	つくも団地
S7	西団地
S8	西栄団地
S9	北星団地
S10	水郷団地
S11	東雲団地
S12	弥生団地
S13	北川団地
S14	南西団地
1	道営住宅 サウスタウン青葉



② 朝日地区

● 公共施設	
1	土別市朝日支所
2	土別警察署朝日駐在所
3	土別消防署朝日支所
4	朝日商工会
5	あさひサンライズホール
6	朝日活性化施設まなべる
7	朝日農業者トレーニングセンター
8	朝日地域交流施設 我が舎
9	上川北部森林管理署朝日合同森林事務所
10	あさひスキー場
11	三望台ジャンツェ
12	あさひパークゴルフ場



□ 公営住宅	
A1	一三三団地
A2	中央団地
A3	三望台団地
A4	南団地
A5	朝日西団地
A6	北団地
A7	つつじ団地
A8	もみじ団地
A9	曙団地
A10	曙第3団地
A11	(特公賃) 曙第2団地
A12	(特公賃) もみじ第2団地
A13	(特公賃) 曙団地

◆ 医療 福祉施設	
1	高齢者生活福祉センター・在宅介護支援センター
2	あさひクリニック
3	朝日歯科診療所
4	あさひ保育園

▲ 教育施設	
1	系魚小学校
2	朝日中学校

▼ 公園	
1	朝日農村公園(わんパーク)
2	朝日山村広場・運動広場

★ 民間施設	
1	朝日郵便局

2. 上位計画・関連計画の概要

(1) 住生活基本計画(全国計画)

住生活基本計画（全国計画）は、「住生活基本法」（平成 18 年法律第 61 号）に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定しています。

計画においては、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定め、目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

計画期間は令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

◆目標と基本的施策

①「社会環境の変化」の視点	【目標 1】「新たな日常」や DX の進展等に対応した新しい住まい方の実現
	(1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進
	(2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスの DX、住宅の生産・管理プロセスの DX の推進
	【目標 2】頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
②「居住者・コミュニティ」の視点	(1) 安全な住宅・住宅地の形成
	(2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保
	【目標 3】子どもを産み育てやすい住まいの実現
	(1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保
	(2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり
	【目標 4】多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
	(1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保
	(2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり
	【目標 5】住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
	(1) 住宅確保要配慮者（低額所得者・高齢者・障害者・外国人等）の住まいの確保
(2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援	
③「住宅ストック・産業」の視点	【目標 6】脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
	(1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化
	(2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化
	(3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成
	【目標 7】空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
	(1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却
	(2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進
	【目標 8】居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展
(1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成	
(2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長	

(2)北海道住生活基本計画

本計画は、住生活基本法の基本理念や住生活基本計画（全国計画）等を踏まえ、本道における住生活をとり巻く現状と課題を整理したうえで、本道に住むすべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活の実現に向け、計画的に施策を推進することを目的に策定します。

計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

◆目標と施策の展開

居住者	目標【1】安定した暮らしにつながる住まいの確保
	1. 住宅確保要配慮者の入居・生活支援
	2. 借りる側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充
	3. 安全安心で良質な住宅の整備・活用
	目標【2】子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現
	1. 子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援
	2. 住み慣れた地域での住み替え支援
	3. 子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用
	目標【3】多様でいきいきと暮らせる住生活の実現
1. 豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育	
2. 多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化	
防災・まちづくり	目標【4】安全安心で災害に強い住生活の実現
	1. 安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え
	2. 災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保
	3. 災害後の迅速かつ強靱な復興支援
	目標【5】持続可能でにぎわいのある住環境の形成
	1. 環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり
2. 多様な住生活の実現に向けたにぎわいのあるまちづくり	
目標【6】つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成	
1. 互助を育み、にぎわいを創出できるつながりづくり	
2. 差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり	
住宅ストック・事業者	目標【7】脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環
	1. 脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成
	2. 住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕
	3. 住宅循環システムの構築
	目標【8】地域の活性化につながる空き家の解消
	1. 空き家の抑制・管理の促進
	2. 良質な空き家の利活用の推進
	3. 住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却
	目標【9】活力ある住生活関連産業の振興
1. 北海道の技術や資源等の産業振興	
2. 住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充	
3. 人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入	

(3) 士別市まちづくり総合計画

本計画は、めざすべき将来像の実現に向けて、取り組むべき施策を体系的に示すとともに、医療や福祉などの各分野における個別計画の方向性を示すものです。また、多様な社会潮流の展望や夢のある発想のもとに、中長期的視点に立って、すべての市民が充実した日々を過ごす生活基盤を築くための基本方針となります。計画期間は平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までの 8 年間とします。

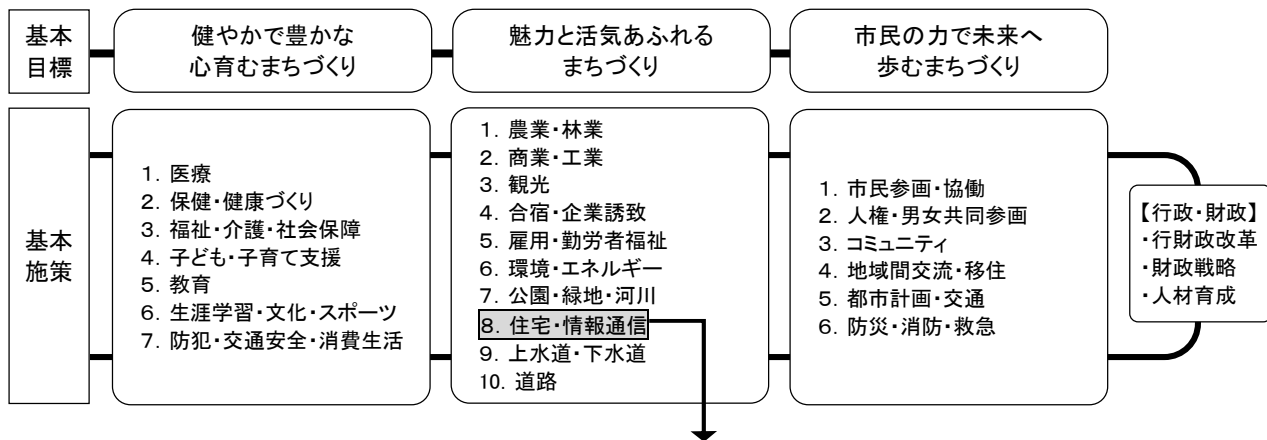
◆基本構想

- 住宅施策の方向性:「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」
- めざす都市像:「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」
- 地域力の構成
 - ・市民(人の力) ・連携(輪の力) ・地域資源(地の力) ・コミュニティ(地区の力) ・交流(絆の力)

◆将来人口

本計画の計画期間最終年である令和 7（2025）年度には、**推計人口 18,000 人**（士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年策定）で掲げた目標人口）に**交流人口 1,200 人**を加味した**19,200 人**を「**将来人口（想定人口）**」として設定します。

◆基本計画



○施策の基本方向

住み慣れた地域で安心して生活し続けることのできる住環境づくりをはじめ、積雪寒冷な気候に対応した住宅づくりなど、本市にふさわしい既存住宅のあり方をめざします。

全ての市民が ICT のサービスが受けられるよう、地域の情報格差の解消を進めるとともに、地域の情報化を促進します。

○主な施策[士別市まちづくり総合計画 第2期 実行・展望計画／令和4(2022)年3月]

1. 公営住宅等ストック総合改善事業の推進
2. 空き家発生の抑制と空き家活用の推進
3. 情報格差の解消

(4) 士別市都市計画マスタープラン

本計画は、将来の都市像・都市構造を住民と行政と一緒に描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を定めることを目的として見直します。計画期間は平成 31（2019）年度から令和 17（2035）年度までの 20 年間とします。

◆まちづくり方針(=めざす都市像)

「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」

◆基本目標

【目標1】気軽に出かけ多世代が交流できるまちなかづくり

【目標2】都市の利便性を享受でき、安心して住める居住地づくり

【目標3】市街地の利用・お出かけを円滑にする持続的な移動ネットワークづくり

【目標4】士別の環境・産業を支える農村、森林、河川等の継承

◆分野別基本方針

1. 土地利用（及び住環境）

- ・人口減少に対応した市街地づくりを前提とし、用途地域の拡大は原則行わず、市街地内の低未利用地や既存建築ストックの活用による機能の充実を図ります。
- ・便利で暮らしやすいまちをめざし、市街地中心部などへの生活利便機能をはじめとした都市機能の集約を進め、都市の求心力を高めます。
- ・市街地郊外部・縁辺部の住宅地は、安心・快適に住める環境を保持しつつ居住の誘導を図ります。
- ・既存の工業地などは定住環境として重要な働く場所を確保すべく操業環境を維持するとともに、周辺及び混在する住宅地との調和・共存を図ります。
- ・市街地を囲む自然や農村環境は、豊かな環境・景観を保全するとともに、交流・レクリエーションや生産空間としての活用を進めます。

2. 道路・交通

- ・本市はもとより、道北地域における生活・経済活動を支える骨格的な広域道路交通網の確立をめざします。
- ・市街地内においては、人口減少や高齢化が進む中、利便性のある持続可能な生活環境を保つため、将来の市街地人口の分布予測や土地利用動向を考慮し、市街地内道路の体系を見直します。また、自動車交通と鉄道の結節点となる JR 士別駅前機能強化を図ります。
- ・道路空間の整備においては歩行者や自転車利用者にとって安全なネットワークとするとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※といった高齢者や障がい者のみならず人にやさしい道路空間づくり、冬期除雪の効果的な実施、地域・地区の個性・特色を反映した道路景観の形成など、移動空間の質の向上に努めます。これら道路空間の質の向上については、市街地中心部や幹線道路といった人通り・車通りで賑わう場所において重点的に進めます。

3. 公園・緑地

- ・緑は豊かな自然環境により良好な都市環境を形づくり、多様な生物の生息空間、訪れる人にうるおいやゆとりをもたらす公園空間、街の安全性向上、美しい都市景観、交流・活動の基盤づくりと多方面に寄与しています。
- ・「士別市緑の基本計画」に基づき、自然環境や農地の保全、緑のネットワーク形成を図ります。また市街地では公園や街に安全や彩り・うるおいをもたらす緑の充実を進めていくとともに、コンパクトな市街地づくりにあわせ機能の見直し、公園ストック再編、施設の長寿命化など持続可能な都市経営に資する整備を検討します。

4. その他都市施設

- ・上水道については将来の人口減少や水需要の変化を勘案した経営戦略を策定し、安定した経営を行いながら効率的な更新計画を継続実施することで、引き続き良質な水道水の供給体制と災害に強い施設づくりに努めます。
- ・下水道については、経営戦略や個別計画に基づき安定した下水道事業の推進を図るとともに、全戸水洗化をめざします。
- ・その他都市施設については、個別の計画に基づき計画的に整備・維持します。

5. 防災まちづくり

- ・「士別市地域防災計画」等に基づき市民や行政が一体となった総合的な防災・避難体制の確立をめざすとともに、住宅・建築物の耐震性の確保など、都市インフラにおける防災対策を進めていきます。

6. 都市景観

- ・農村や自然環境を基調とした本市らしい魅力ある景観と、個性と愛着のあるおもてなしの心が行き届いた街並みづくりをめざします。特に多くの人々が訪れ交流する市街地中心部においては、お出かけ空間として賑わい創出や魅力向上につながるよう、拠点や沿道の景観づくりに配慮します。
- ・また、良好な都市景観の形成には様々な主体の参加と協力が必要であり、市民・事業者・行政が協働で取り組める体制の充実を図ります。

(5) 士別市住宅マスタープラン(国・北海道の計画を踏まえた、市の基本方向の整理)

本計画は、士別市における総合的かつ体系的な住宅政策の展開方向を位置づけたものです。策定から14年が経過して社会動向・環境、市の状況等の大きな変化とともに、令和2～3年度に国と北海道のそれぞれの住生活基本計画が見直しされたことを踏まえて、市の住宅施策の基本方向を、以下に再整理します。

市の計画の各基本方向と、国の法・計画、及び北海道の計画の視点・目標との整合性を評価し、次ページに、北海道の目標に沿って市の基本方向の位置づけを整理しました。

なお、国・北海道の計画で「空き家に係る施策」が示されていること、また、令和2年度に士別市空き家等対策計画を策定したことから、北海道の計画の「基本的な施策」及び「具体的な取組」に従い、空き家に係る施策・取組を追加で位置づけます。

◆市の計画の各基本方向と、国の法・計画、及び北海道の計画の視点・目標との整合性の評価

士別市			国 法・ 計画	北海道	
基本理念	基本目標	基本方向		視点	目標
快適で潤いのある生活環境づくり	①誰もが安心して暮らせる住環境づくり	・住まいの情報発信の環境づくり	住生活基本法 ／ 住生活基本計画(全国計画)	居住者	【1】安定した暮らしにつながる住まいの確保
		・だれもが暮らしやすい住まいづくり			【2】子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現
		・若年世帯や子育て世帯が暮らしやすい住まいづくり			【3】多様でいきいきと暮らせる住生活の実現
	②北国にふさわしい良質な住宅ストック形成	・冬期間の快適な暮らしを支える居住環境づくり		防災・まちづくり	【4】安全安心で災害に強い住生活の実現
		・自然災害に強い住宅づくり			【5】持続可能でにぎわいのある住環境の形成
		・いつまでも住み続けたいと思う住環境づくり			【6】つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成
	③冬の快適な暮らしのための支援	・冬期間の快適な暮らしを支える居住環境づくり		住宅ストック・事業者	【7】脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環
		・自然と調和した魅力ある居住空間づくり			【8】地域に活性化につながる空き家の解消
		・安心して冬を過ごせる住環境整備制度を活用した住宅づくり			【9】活力ある住生活関連産業の振興
	④まちなか居住の推進	・にぎわいと活力を生み出す住環境づくり			
		・だれもが住んでみたいと思う住環境づくり			
		・安全で利便性の高い住まいづくり			
	⑤活力ある住宅関連産業の振興	・環境との共生に配慮した住宅づくり			
		・地域資源を生かした特色ある住まいづくり			
		・地域の住宅関連技術を生かした優しい住宅づくり			

◆北海道の目標に沿った、市の基本方向の位置づけの整理

北海道		士別市
視 点	目 標	北海道の目標に沿った、 市の「基本方向」の位置づけ見直し
○：市従前計画の「基本方向」		
居住者	【1】 安定した暮らしにつながる 住まいの確保	○だれもが暮らしやすい住まいづくり ※主に、公的賃貸住宅に係る取組
	【2】 子育てしやすく、住み続けられる 暮らしの実現	○子育て世帯が暮らしやすい住まいづくり ○いつまでも住み続けたいと思う住環境づくり ※子育て世帯と高齢者世帯に係る取組
	【3】 多様でいきいきと暮らせる 住生活の実現	○住まいの情報発信の環境づくり ○だれもが暮らしやすい住まいづくり(再掲) ※多様な居住者、多様な住まい・暮らしに係る取組
防災 ・まちづくり	【4】 安全安心で災害に強い 住生活の実現	○自然災害に強い住宅づくり
	【5】 持続可能でにぎわいのある 住環境の形成	○自然と調和した魅力ある居住空間づくり ○地域資源を生かした特色ある住まいづくり ※地域特性・資源を活かした取組。良好な景観づくり ○にぎわいと活力を生み出す住環境づくり ○安全で利便性の高い住まいづくり ※コンパクトなまちづくりに係る取組
	【6】 つながりと生きがいを創出できる 地域コミュニティの形成	○いつまでも住み続けたいと思う住環境づくり(再掲) ○だれもが住んでみたいと思う住環境づくり ※支え合いの地域づくりに係る取組
住宅 ストック ・事業者	【7】 脱炭素社会の実現に向けた 持続可能で豊かに暮らせる 良質な住宅ストックの形成・循環	○冬期間の快適な暮らしを支える居住環境づくり ○環境との共生に配慮した住宅づくり ※脱炭素社会の実現に向けた取組、 及び良質な住宅ストックの形成に係る取組
	【8】 地域に活性化につながる 空き家の解消	○若年世帯が暮らしやすい住まいづくり ※生活様式に対応した住宅供給、 及び良質な民間賃貸住宅の形成に係る取組 ※北海道の「基本的な施策」及び「具体的な取組」 に従って、市の施策・取組を位置づける ・空き家の抑制・管理の促進 ・良質な空き家の利活用の推進
	【9】 活力ある住生活関連産業の振興	○地域の住宅関連技術を生かした優しい住宅づくり

(6) 第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本計画は、地域性を生かした重点プロジェクトを進めるとともに、新たな時代に合ったまちづくりを掲げるなかで、多様な「連携」をもって地域創生の深化を図ることを目的としています。計画期間は令和2（2020）年度から令和8（2026）年度までの7年間とします。

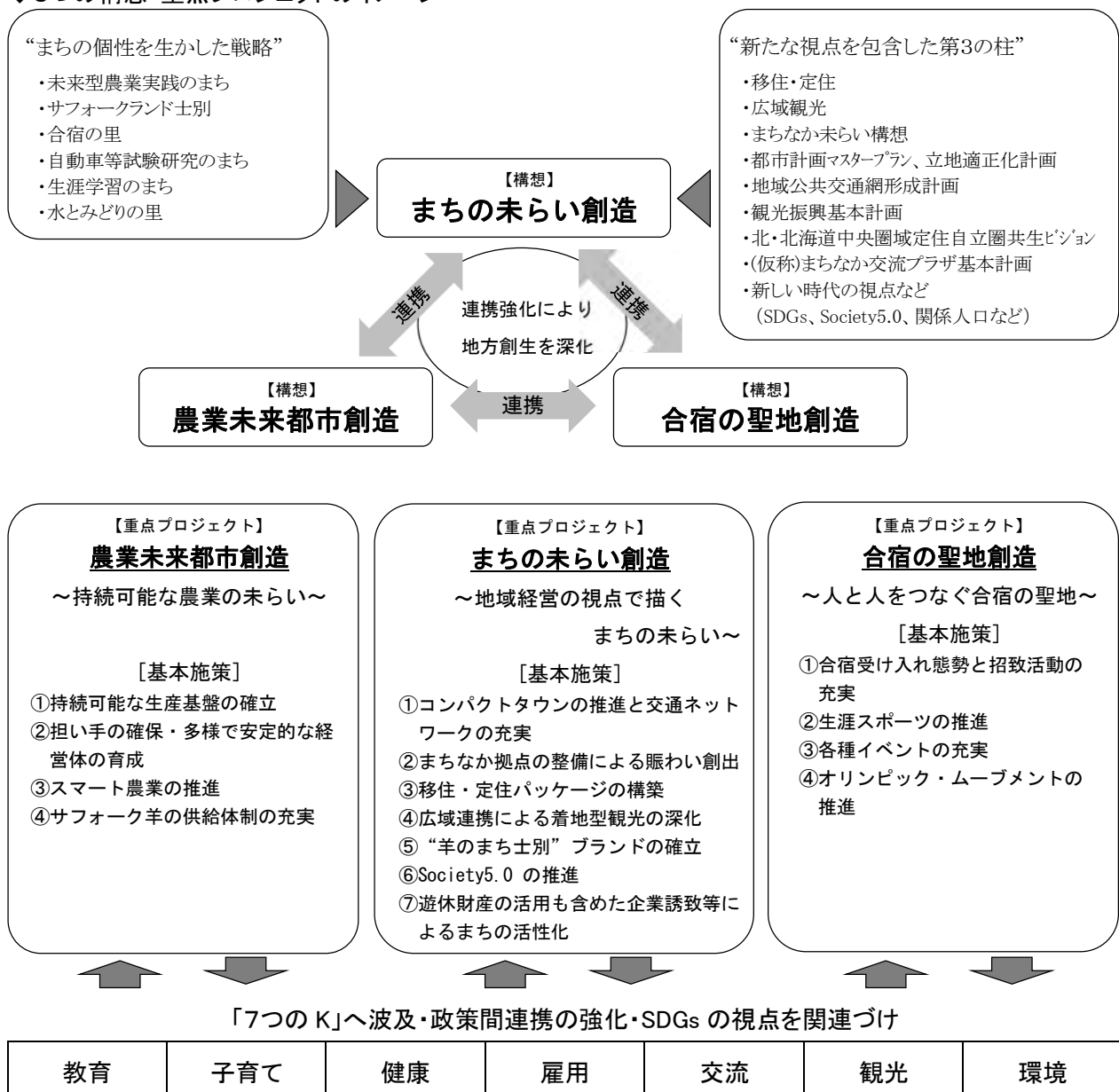
◆将来人口推計(人口ビジョン)

人口ビジョンにおける将来展望を踏まえ、計画期間内での取り組み成果を考慮し、17,800人とします。

○目標人口

- ・2026年：17,800人
- ・2040年：15,000人
- ・2060年：11,000人

◆3つの構想・重点プロジェクトのイメージ



(7)第8期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、第7期計画で実施した事業を評価・検証するなか、介護保険制度の継続性を念頭に、医療と介護の連携推進や介護予防事業、在宅介護サービス、認知症ケア体制などの「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、すべての人々が暮らしと生きがいを共に作り、高めあう「地域共生社会」の実現をめざし、今後3年間の施策・取り組みなどを進めるための計画として策定しました。計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

◆基本理念:生涯を通した安心・いきがい・こころのまち

◆基本目標

○安心して生活できるまち

市民が身近な地域で介護サービスが受けられるよう、サービス基盤の整備や、利用者本位のサービス提供など、介護保険サービスの質の向上を図ります。

○健やかに暮らせるまち

高齢者をはじめ、すべての市民がいつまでも要介護状態にならず、健康で生きがいに満ちた生活を送るために、介護予防の意識を高め、自らが身近な地域で主体的に、また、地域に根ざした健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりを推進します。

○生きがいをもち、支え合えるまち

高齢者の多様性・自発性を十分に尊重し、生きがい活動を通して、様々な分野に積極的に参加していくことを支援します。また、地域生活支援体制の整備に関しては、地域包括支援センターを拠点として、行政、老人福祉施設、医療施設等の関係機関のみならず、老人クラブの活動や地域における見守り・支え合いにより、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアの仕組みづくりに取り組みます。

◆具体施策

①地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1)在宅医療と介護の連携
- 2)認知症施策の推進
- 3)生活支援サービス等の充実
- 4)高齢者の住居安定に係る施策との連携

②高齢者福祉サービスの充実

- 1)居宅支援の取組
- 2)外出支援の充実
- 3)生きがいづくりの支援
- 4)健康づくりの推進

③介護サービスの充実

- 1)介護サービスの質の向上
- 2)介護従事者の確保

④災害や感染症対策に係る体制整備

- 1)災害対策に係る体制整備
- 2)感染対策に係る体制整備

(8) 士別市過疎地域持続的発展市町村計画

この計画は、すべての市民が元気でいきいきと、将来にわたって安全・安心に生活していくことのできるまちをめざしつつ、めざすべき都市像である「天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち」の実現に向け、今後の本市における過疎対策と地域の持続的発展に向けた基本方針として位置付けるとともに、施策と取り組みを着実に実行し、早期の過疎地域脱却を図るものです。

計画期間は令和3年度から令和7年度の5ヵ年間とします。

◆まちづくり(地域の持続的発展)の基本理念(方針)

「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」

◆基本理念(方針)を構成する5つの地域力と方向性

- ①「市民」(人の力):市民一人ひとりが主役として、生涯にわたっていきいきと、心豊かに生活していくことのできるまちづくりをめざす。
- ②「連携」(輪の力):あらゆる主体の相互連携と調和のもとに、互いの英知を結集し、融和と一体感のあるまちづくりをめざす。
- ③「地域資源」(地の力):このまちの地域資源との共生と活用のもとに、個性あふれるまちづくりをめざす。
- ④「コミュニティ」(地区の力):将来にわたって活力ある地域の維持に向け、地域の構成員である市民が地域の現状を理解し、自主的・主体的に地域づくりを実践するまちづくりを進める。
- ⑤「交流」(絆の力):様々な交流がもたらすネットワークを大切にし、友好の力をまちの力へと繋いでいくまちづくりをめざす。

◆生活環境の整備

公営住宅

《現況と問題点》

本市の公営住宅は、令和2(2020)年度末時点で市営住宅が27団地1,078戸、特定公共賃貸住宅が3団地32戸、道営住宅1団地60戸となっている。これらのうち、234戸は昭和55(1980)年以前に建設されたものであり、老朽化が著しく、狭隘かつ浴室スペースのないものもあることから、改善が求められており、規模や水準、高齢世帯の増加などに配慮しながら、計画的な個別改善や建て替えを進める必要がある。

特に、今後の公営住宅の施策においては、人口や世帯の推移に対応した適正な管理戸数の設定により、公営住宅等長寿命化計画を必要に応じて見直し、障がい者をはじめ、増加・多様化する社会弱者や住宅困窮者の住宅確保要配慮者に対応するセーフティネットとしての役割に努める。また、堆雪スペースや循環型社会に即したごみの分別保管スペースの確保など、気候条件や地域社会条件に対応した整備を進める必要がある。

《対策》

・公営住宅等ストック総合改善事業の推進

一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき建物の耐久性の向上や経年劣化の低減、維持管理の容易性向上の観点から、「士別市公営住宅等長寿命化計画」に基づく予防保全的な改善を図る。

・既存団地を集約し利便性の向上を図り、多様化する住環境への対応に努める。

(9) 士別市公共施設マネジメント計画

この計画は、計画的に公共施設の見直しを行っていくことで、身の丈に合った公共施設の運営やサービスの質の確保を図っていくことを目的としています。

計画期間は平成 29 年度から令和 23 年度の 25 年間とします。

◆基本方針

基本方針	取り組みの視点
方針1 公共サービス提供のあり方や公共施設の配置を見直し、「最適化」します。	①サービス提供主体の最適化 ②施設保有量・配置の最適化 ③低未利用建物・土地の有効活用
方針2 公共施設の管理や運営方法を見直し、「効率化」します。	①施設の利用促進 ②管理運営の効率化・民間活力の活用 ③新たな財源確保の取り組み
方針3 安全・安心を第一に、今ある公共施設を「長寿命化」します。	①既存建物の耐震化 ②効果的な維持管理手法の確立と長寿命化 ③施設情報の一元的管理

◆面積削減目標

公共施設マネジメント基本計画に基づく計画的な公共施設の見直しにより、延床面積 **20%**削減を目標とします。

◆市営住宅の評価と方向性

○施設の評価

評価項目		現状と課題	評価
サービスの視点	提供主体	・公営住宅法では、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定められ、公営住宅の供給を行う自治体が事業主体となることが求められています。	行政主体
	提供場所	・現状では、各地区の人口規模に応じた配置となっています。 ・公営住宅は、生活するうえでの最低限の利便性や交通アクセス性を確保した配置が必要となります。	やや地域的
建物の視点	供給量	・公営住宅の延床面積や戸数を類似団体と比較した場合、平均的な水準である一方、入居率は近年 80%台で推移しており、供給量は多いといえます。	やや多い
	汎用性	・公営住宅は、生活のための施設であり、汎用性が低いといえます。 ・延床面積の約 3 割が築後 30 年以上経過しており、老朽化対策が必要です。	低い
その他分野横断的な考え方			
・近年、市営住宅入居者のうち、高齢者が約 7 割を占めている現状から、病院や高齢者福祉施設などとの連携も踏まえ、医療・福祉面でのサービス性の高い施設への転換も視野に入れ、今後の整備方針を検討していく必要があります。			

○施設の方向性

施設の評価に基づく今後の具体的な取り組み方策の適用の可能性は、次のとおりです。

- ・統廃合
- ・建替え時における施設規模の縮小
- ・複合化・多機能化(用途転用)